

志木市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 (志木市地域包括ケア計画)

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



平成30年3月

志 木 市



計画策定にあたって

介護保険制度は、介護を必要とする家庭にとって、なくてはならない制度として定着し、利用者も増加しています。

本市の高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上となった平成27(2015)年度の17,025人から、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年度には19,617人に増加することが予想されています。

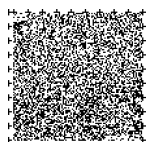
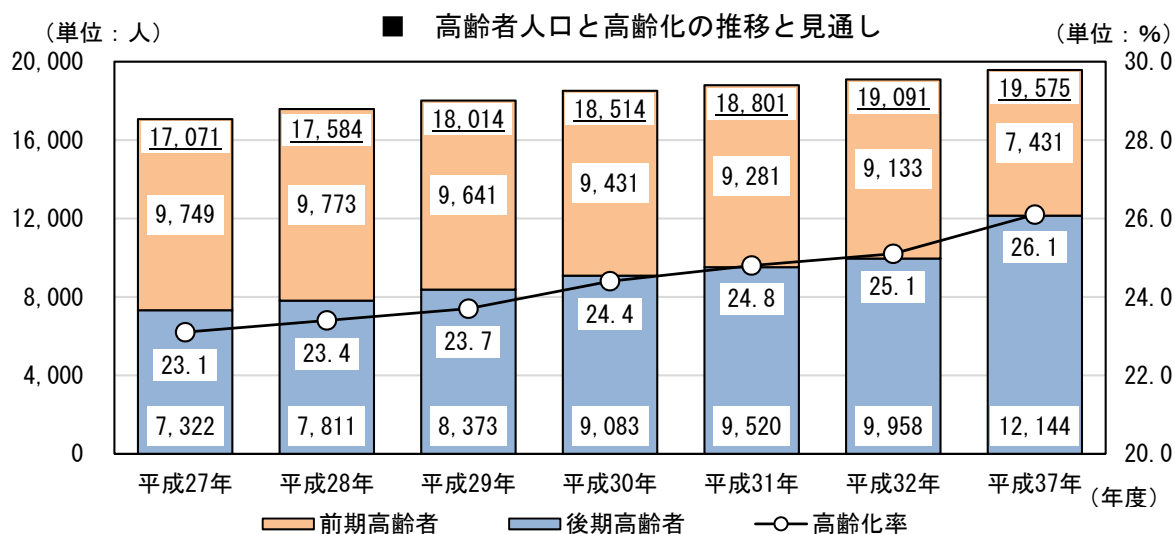
こうした中、平成29(2017)年6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた制度改正が行われました。

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、市民等、多様な主体の参画を求め、幅広い意見の聴取を行った結果から見えた課題や実態等を踏まえたうえで、平成30(2018)年度～平成32(2020)年度の計画として、本計画を策定しました。

人口の推移・推計

本市の高齢者の数は団塊の世代がすでに高齢期に入っていることから、急激な増加はしないものの、緩やかな増加が見込まれ、高齢化率は平成32(2020)年度で25.1%に達することが予測されています。

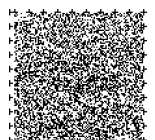
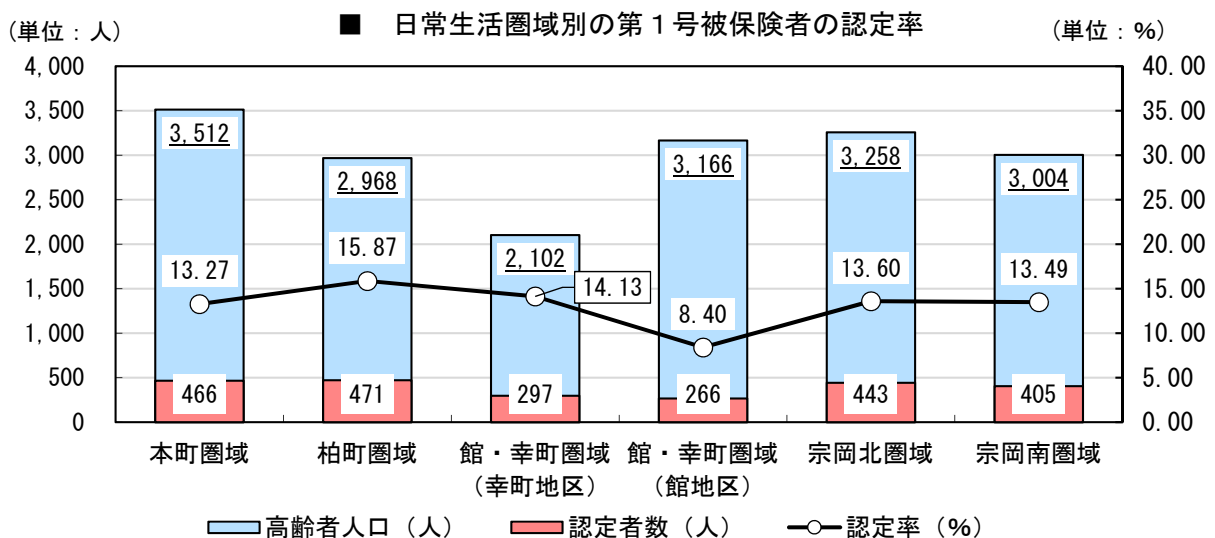
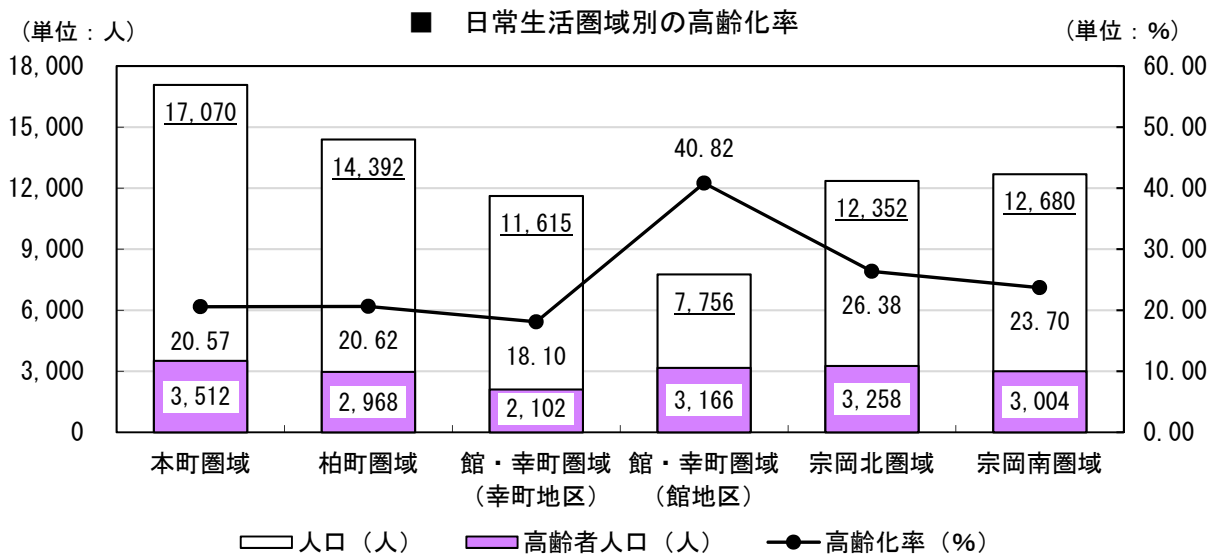
世代別では、前期高齢者ではすでに減少傾向に転じているのに対し、後期高齢者は、増加し続けることが予測されており、平成31(2019)年度以降、前期高齢者と後期高齢者の人口が逆転するものと見込まれています。



日常生活圏域別における高齢化等の現況

平成 29 (2017) 年 10 月時点の高齢化率は、市内全域では 23.7% となっており、圏域別では宗岡北圏域で 26.38% とやや高くなっています。また、館・幸町圏域では幸町地区が低く、館地区が高くなっており、2 つの特色ある地区にまたがっている状況です。

要支援・要介護者の認定率では、各圏域で 13~16% となっていますが、館地区では 8.40% と最も低くなっています。



計画の基本理念

基本理念

地域で支え合い 笑顔とふれあいがあふれる 福祉のまちづくり

<基本目標1>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、最適なサービスの提供体制を市が総合的に確立するとともに、地域のネットワーク体制の強化を促進します。

また、高齢者の福祉サービスや住まい、バリアフリーなど、安全で住みやすいまちを創り上げていきます。さらに、高齢者保健福祉の施策についても、充実を図ります。

<基本目標2>みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり

地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に活かすことができるよう、活動の場や機会の確保を進めます。

また、高齢者の福祉という面ではサービスの受け手だけでなく、サービスの担い手として、積極的な地域貢献活動への参加を促進していきます。

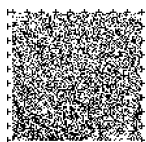
<基本目標3>健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できる まちづくり

医療や介護職をはじめとする多職種との連携などを促進するとともに、効果的な認知症対策を推進します。また、高齢者の生活を支える介護保険・高齢者福祉・医療の各サービスが互いに連携をとりながら最適なサービスが受けられるよう、総合的な仕組みづくりを促進します。

健康な生活への施策を推進するとともに、事業者のほか市民等の協力のもと、地域の支えあい等を活かしながらサービス提供の基盤づくりを進めます。

<基本目標4>介護保険を安心して利用できるまちづくり

保険者の機能強化や事業者との連携により適切なサービス提供に努め、介護保険事業の健全かつ安定的な運営を行います。



計画の体系

<基本目標1>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

1-1 地域包括ケアシステムの推進と深化	1-1-1 地域包括ケア体制の確立
	1-1-2 地域共生社会に向けた提供体制の確立
1-2 高齢者福祉施策の充実	1-2-1 権利擁護・成年後見の強化
	1-2-2 高齢者虐待防止対策等の強化
	1-2-3 高齢者福祉サービスの充実
	1-2-4 低所得者への対策
1-3 高齢者の生活環境と住まいの整備	1-3-1 高齢者の安全対策の充実
	1-3-2 バリアフリーのまちづくりの推進
	1-3-3 高齢者向け住環境の整備

<基本目標2>みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり

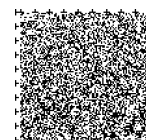
2-1 社会参加と生きがいづくりの推進	2-1-1 生きがいづくりと健康ライフスタイルの推進
	2-1-2 生涯現役の推進
2-2 地域コミュニティづくりの推進	2-2-1 地域ぐるみの活動の参加促進

<基本目標3>健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり

3-1 医療と介護の連携	3-1-1 医療と介護の連携体制の強化
	3-1-2 認知症対策の強化
3-2 健康づくりと健康長寿の延伸	3-2-1 疾病予防とセルフケアの推進
3-3 自立支援と重度化防止の推進	3-3-1 自立支援と重度化防止等の推進
3-4 地域支援事業の充実	3-4-1 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進
	3-4-2 任意事業の推進

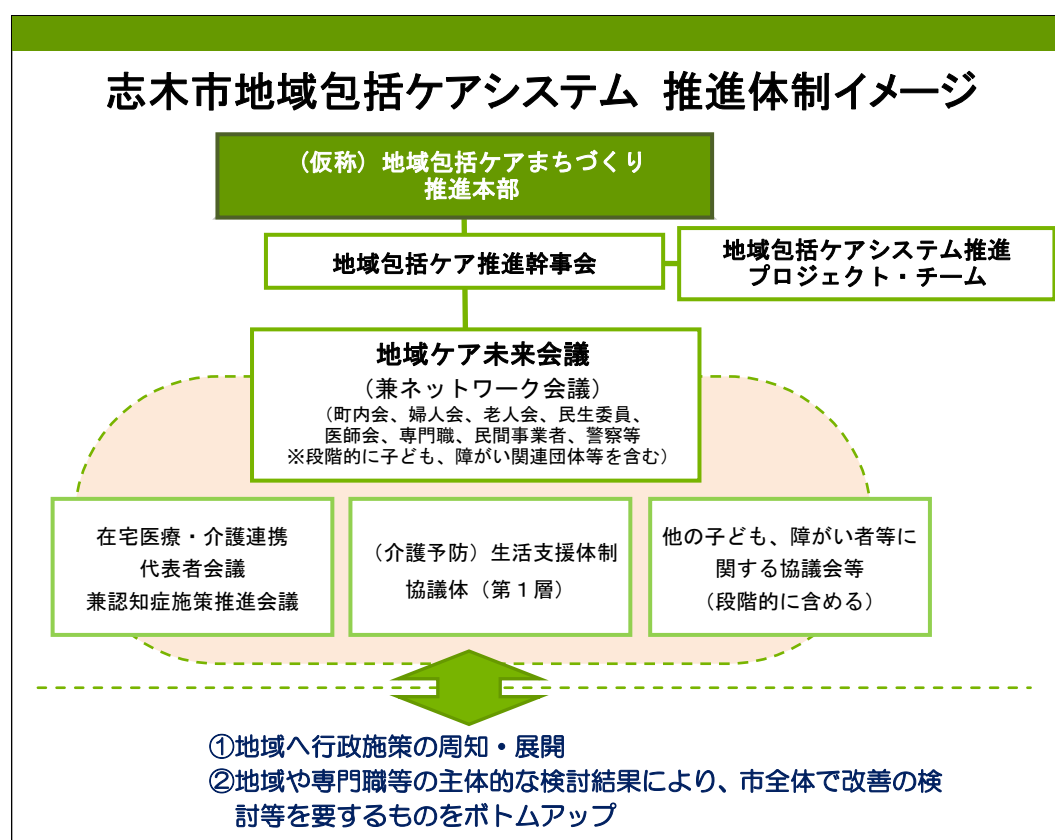
<基本目標4>介護保険を安心して利用できるまちづくり

4-1 介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上	4-1-1 介護保険サービスの提供と質の向上
	4-1-2 介護保険事業の安定運営と保険者機能の強化



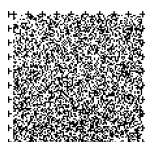
地域包括ケア体制の推進について

超高齢社会の進展等、市の将来に直結する課題に対応するため、平成 30（2018）年度からは、地域包括ケアを推進・統括するための新たな組織として「（仮称）地域包括ケアまちづくり推進本部」等を庁内に立上げ、各施策を横断的に連携させ、地域包括ケアに関する具体的な取組を進めていきます。さらに、地域ケア会議では、課題や地域力の検討のため、町内会や婦人会、老人クラブ、民生委員、医療・介護事業者等と行政とのネットワークづくりや研修等を行います。市民・民間・行政が連携することにより、地域力の強化と政策形成を図ります。



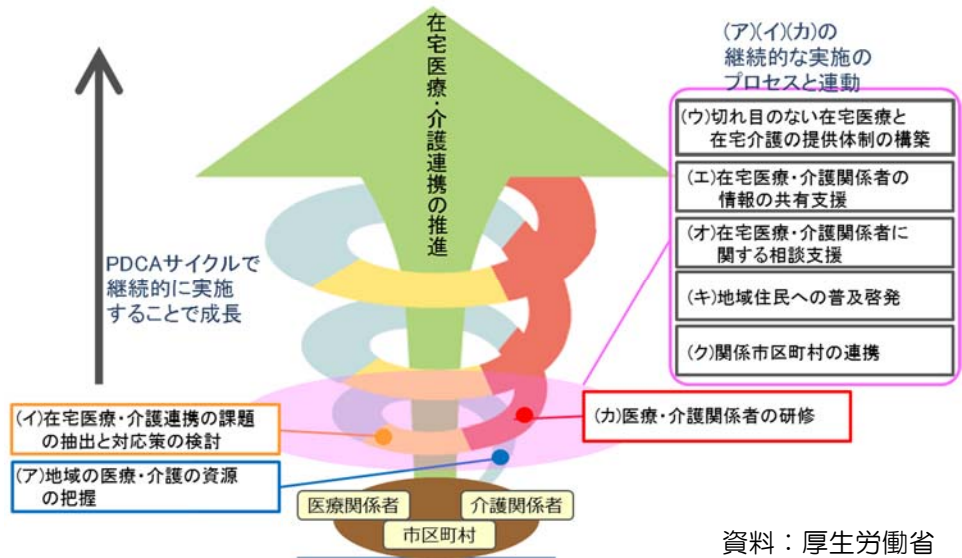
地域包括ケアの普及の今後の展開については、広報や市のホームページに加え、市民便
利帳の配布等により、地域包括ケアシステムによる地域づくりをさらに周知・啓発します。

また、今後も、日常生活圏域ごとに、市民が参画した多職種による地域ケア会議を開催
するとともに、高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースやケアプランの検討を
中心とした自立支援型地域ケア会議を実施し、課題の検討を行います。



在宅医療・介護連携の推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域や在宅等で、自分らしく、満足度の高い生活を過ごすためには、適切な医療と介護サービスが提供され、生活の質の高い在宅生活を実現する体制が前提となります。

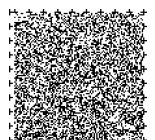


資料：厚生労働省

今後、団塊の世代が高齢化していく中、自宅でも適切なケアと多様なサービスが受けられるよう、地域における医療と介護の連携体制の強化が求められています。

本市では、埼玉県や医師会等の協力を得ながら、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進し、さまざまな取組を推進します。

取組	内容
① 地域の医療・介護の資源の把握	自治体等が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と情報を共有します。
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
③ 切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取組を企画・立案します。
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置、運営を行います。地域の医療・介護関係者、高齢者あんしん相談センター等からの相談の受付を行います。必要に応じて、利用者の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。
⑥ 医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等を行います。
⑦ 地域住民への普及啓発	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。
⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	複数の関係市区町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議します。



介護保険料について

第7期計画期間では、第1号被保険者の介護保険料の基準額は、年額56,700円（月額4,729円）となります。

■ 第7期計画期間の介護保険料段階と保険料率

所得段階	対象者		保険料率	保険料額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 		基準額 ×0.45	年額 25,500円 月額 2,128円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.75	年額 42,600円 月額 3,547円
第3段階			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75	年額 42,600円 月額 3,547円
第4段階		世帯課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	年額 51,100円 月額 4,256円
第5段階			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.0	年額 56,700円 月額 4,729円
第6段階		本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方		基準額 ×1.2
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方		基準額 ×1.3	年額 73,800円 月額 6,148円	
第8段階	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		基準額 ×1.5	年額 85,100円 月額 7,094円	
第9段階	前年の合計所得金額が300万円以上の方		基準額 ×1.7	年額 96,500円 月額 8,039円	

志木市高齢者保健福祉計画
第7期介護保険事業計画
(志木市地域包括ケア計画)
(平成30年3月発行)

発行：埼玉県志木市
編集：志木市健康福祉部長寿応援課
〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
TEL (048) 473-1111 (代表) FAX (048) 471-7092

